様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９、Ｚ－１９　（共通）

科研費 KAKENHI

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ２６ 年　 ６ 月　 ４ 日現在

機関番号：１４４０１
研究種目：基盤研究(B)
研究期間：2010～2013
課題番号：２２３３００２５

研究課題名（和文）司法取引に関する先進諸外国の実態調査とわが国への導入可能性に関する総合的研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Plea Bargaining and its acceptability in Japan

研究代表者
水谷　規男（MIZUTANI，NORIO）

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：２０２１１５８４

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　12,600,000円、（間接経費）　3,780,000円

研究成果の概要（和文）：　本研究では、刑事法研究者及び実務家からの聞き取り調査をアメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツ等の国々について行い、司法取引制度ないしそれに類似する実務が英米法系の国々においてだけでなく、従来は取引に否定的であると考えられてきた大陸法系の国々においても、司法の効率化のために存在していることを明らかにした。
　これに対して、我が国で導入が検討されている刑事免責制度や捜査・公判協力型協議・合意制度は、訴追側と弁護側の取引を容認するものであるものの、司法の効率化よりも供述の獲得にウエイトがある点に特徴があることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this Study, We visited United States, United Kingdom, Australia, Germany, and other countries to research about Plea Bargaining. Plea Bargaining or similar practices exist in almost all jurisdictions. The purposes of these practices are to avoid burden of procedures.
But in Japan, systems of immunity and agreement between prosecutor and defendant are likely to introduce to gain more statements from accused person. That is a characteristic of Japanese system.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：司法取引　訴追裁量　司法の効率化　刑事弁護

1．研究開始当初の背景

司法取引とは、検察官の訴追裁量権の行使が、被告人との合意に基づき、訴追協力の見返りとして取引的に行われることを指し、その具体的な形態としては、(A)被告人の有罪答弁と引き替えに、検察官が訴因の縮小・一部撤回、求刑の引き下げ等の譲歩をする場合（純粋型）、(B)有罪答弁プラス証言・捜査協力を条件に同様の措置を行うこと（捜査協力型答弁取引）、(C)証言や捜査協力の見返りに不起訴を約束する場合（免責型司法取引）の3つに分けられるのが一般的である。わが国においては、(C)に含まれる、いわゆる刑事免責を約束して証言を強制するような制度はないので、このような意味での司法取引が存在しないが、(A)(B)の形態の「司法取引」に該当するような実務は、実際の刑事訴訟手続の中で行われているということが弁護士実務家の中で特に指摘されている。そこでわれわれは、当事者主義を徹底させた英米型、特にアメリカ型の刑事手続に固有のものと考えられている司法取引が、職権主義の基盤の中で当事者主義を採り入れたわが国の刑事司法実務の中でも実質的に展開されているか否かをまず確認したいと考えた。そして、そのうえで、わが国でも司法取引的実務が展開されているとすれば、(a)その理論的・現実的根拠はどこにあるのか、(b)司法取引的実務のメリットはどこにあるのか、(c)被疑者・被告人の適正手続上の権利を侵害することはないのかという点について明らかにすべきことが、裁判員制度を導入した21世紀のわが国の刑事司法の中では必要不可欠であると考えるに至った。

2．研究の目的

本研究は、裁判員制度や被害者参加人制度などの実施による刑事手続の転換局面も踏まえた上で、迅速な手続と妥当な結論の両方を満たす方策として注目され始めている「司法取引」制度を研究対象とする。司法取引は、純粋な当事者主義を採る国（とくに米国）において行われてきたものである。本研究は、職権主義と当事者主義の両者の性格を併せ持つわが国の刑事訴訟手続の中でどのような事実上の取引が存在し、それをもし制度化するとすれば、どのような制度を構想できるのか、あるいはすべきなのかを、諸外国の「司法取引」ないしそれに類似する制度の実状（制度及び運用）、司法取引を採り入れている国際刑事裁判所の実状（制度及び運用）を調査・分析したうえで検討し、刑事司法のあり方に対する政策提言を試みようとするものである。

3．研究の方法

本研究は、対象とする国の刑事司法制度一般や、その中で制度化されている取引的な手続について、まず文献調査（WEB上で得られる資料等を含む）により、具体的に調査すべき事項を確定し、ついで対象国に赴いて弁護士、検察官、裁判官、研究者からの聞き取り調査を行うことを中心とした。訪問調査を行ったのは、アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、韓国、及びオランダ（ハーグの国際刑事裁判所）である。外国調査に関しては、適宜研究会を開いて共同研究者内の情報共有を図り、研究の取りまとめに向けた議論を行っていった。最終年度に行った学会報告には、このような共同研究を踏まえて、共同研究開始後の2011年に始まった法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会における議論の動向を参照しつつ、わが国における取引的制度の導入可能性や、その際の問題点を検討することとした。

その際、われわれは、研究組織を以下のように構成した。すなわち、全体研究会（Plenary Session 共同研究者全員で構成）、アメリカ研究グループ（USA Research Group, URG）、イギリス研究グループ(England Research Group, ERG)、オーストラリア研究グループ(Australia Research Group, ARG)、ドイツ研究グループ(Germany Research Group, GRG)、フランス研究グループ(France Research Group, FRG)、国際刑事裁判所研究グループ(International Criminal Court Research Group, ICCRG)、日本及び韓国司法取引研究グループ(Japan and Korea Research Group, JRG、全員で構成)の7つの研究グループである。各研究グループは、全体研究会及び日本及び韓国司法取引研究グループを除き、2～3名で構成し、それぞれに責任者を決めて、研究計画に則った研究を行うこととした。なお、このうち、フランスについては、文献調査の段階で、わが国同様、検察官の裁量権が広く認められており、かつ予審制度が存在するため、訴追側と被疑者・被告人の間の取引という観念が一般的には存在しないことが分かったため、訪問調査は行わなかった。

4．研究成果

この共同研究の成果の一部は、各共同研究者が個別の論文や学会における企画において発表している。共同研究全体を取りまとめたものとしては、以下の2つの学会報告を行った。

本研究の比較法的な検討の部分については、2013年6月に比較法学会においてミニ・シンポジウムを企画・開催し、本研究の研究代表者及び研究分担者が報告を行った。そこでは、海外調査を行ったアメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツの4か国について、1)取引の時期と取引の関与者、2)弁護制度の在り方、3)取引と公判段階の手続の関係、4)取引に起因する冤罪のなどの弊害を防止するための規制の4つの指標を設けて、横断的な制度の比較研究を行った。

わが国への導入可能性に関しては、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会におけ

る審議状況も視野に入れながら、2014 年１月に日本刑法学会関西部会において共同研究報告を行った。そこでは、大陸法と英米法の融合的・折衷的手続が存在する国際刑事裁判所（ICC と ICTY）をも比較法的検討に加えながら、わが国における司法取引制度の導入可能性について検討を行った。

諸外国の取引的制度の特徴は、司法の効率化、すなわち争いのない、あるいは少ない事件を簡便な手続で処理することによって、争いのある、より重大な事件の手続に司法の資源を集中することにある。これに対比したとき、法制審議会特別部会で行われている議論の特色は、取引の存在を顕在化させないことと、捜査・公判への協力を獲得することによる処罰強化に傾いていることに見出すことができる。制度化が必要なのは、法制審特別部会が提言するような新たな制度よりは、むしろ現在でも事実上行われている取引について、被疑者・被告人の権利保障を充実することである。また、身体拘束をめぐる取引のように、被疑者被告人の防御権を脅かす形で作用している可能性がある取引については、制度自体のゆがみを正すことが必要である。これがわれわれの共同研究の最終的な結論である。

なお、上記２つの学会報告（及びその各報告の学会誌への発表）により、共同研究者全員が少なくとも１回は学会における研究報告を行ったことになる。以上により、本共同研究が目指した諸外国の制度の研究と、それを踏まえたわが国の刑事司法制度への提言は、十分に行い得たものと考えている。

５．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計　12　件）
①水谷規男・山口直也・緑大輔・笹倉香奈「特集　司法取引に関する総合的研究」刑法雑誌 54 巻 1 号（2014 年 8 月刊行予定）掲載頁数未定（査読なし）
②水谷規男「ミニ・シンポジウム『諸外国における司法取引の現状と課題』企画趣旨」比較法研究 75 号（2013 年）169-177 頁（査読なし）
③上田信太郎「ドイツの合意手続」比較法研究 75 号（2013 年）204-211 頁（査読なし）
④岡田悦典「オーストラリアの司法取引」比較法研究 75 号（2013 年）194-203 頁（査読なし）
⑤京明「イギリスの司法取引」比較法研究 75 号（2013 年）188-193 頁（査読なし）
⑥笹倉香奈「アメリカにおける司法取引」比較法研究 75 号（2013 年）178-187 頁（査読なし）
⑦山口直也・松倉冶代「ワークショップ　裁判員裁判時代における訴追裁量」刑法雑誌 52 巻 3 号（2013 年）142-147 頁（査読なし）
⑧山口直也「取調べによらない供述証拠収集手段の立法課題」法律時報 85 巻 8 号（2013 年）18-23 頁（査読なし）
⑨水谷規男「争いのない事件の手続」季刊刑事弁護 75 号（2013 年）39-43 頁（査読なし）
⑩水谷規男「裁判員制度を生かすために刑法・刑事訴訟法をどう変えるべきか」季刊刑事弁護 72 号（2012 年）52-59 頁（査読なし）
⑪緑大輔「検察官の訴追裁量とその限界―起訴便宜主義と訴因設定権限」法学セミナー 676 号（2011 年）141 頁-145 頁（査読なし）
⑫笹倉香奈「司法取引の前提条件」『村井敏邦先生古稀記念論文集』（2011 年、日本評論社）385-407 頁（査読なし）

〔学会発表〕（計　２　件）
①日本刑法学会関西部会例会（2014 年 1 月 26 日、於：キャンパスプラザ京都）・共同研究「司法取引に関する総合的研究」報告者：水谷規男・山口直也・緑大輔・笹倉香奈
②比較法学会第 76 回学術総会（2013 年 6 月 1 日、於：青山学院大学）・ミニ・シンポジウム「諸外国における司法取引の現状と課題」報告者：水谷規男・上田信太郎・岡田悦典・京明・笹倉香奈

〔図書〕（計　０　件）

〔産業財産権〕
○出願状況（計　０　件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計　０　件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

６．研究組織
(1)研究代表者
水谷　規男（MIZUTANI　Norio）
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：20211584

(2)研究分担者
山口　直也（YAMAGUCHI　Naoya）

立命館大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号： 20298392

上田　信太郎（UEDA　Shintarou）
岡山大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：50243746

岡田　悦典（OKADA　Yoshinori）
南山大学・法学部・教授
研究者番号：60301074

京　明（KYOU　Akira）
関西学院大学・大学院司法研究科・准教授
研究者番号：90513375

緑　大輔（MIDORI　Daisuke）
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：50389053

笹倉　香奈（SASAKURA　Kana）
甲南大学・法学部・准教授
研究者番号：00516982